

ビフォーアフター

Before
&
After

阪急・能勢電鉄「川西能勢口」駅前の違法駐輪。
溢れていた放置自転車は駐輪施設の整備で姿を消しました。
そこには放置自転車撲滅に尽力した人たちの取り組みがあったのです。

【問合せ】道路管理課 ☎ (740) 1184

増え続ける 駅前の放置自転車

「駅前に溢れる放置自転車は、ずっと課題だったんです。危険だという声もたくさん上がっていました」

そう話すのは、四谷勲さん。「川西中央地区交通委員会」で会長を務めていました。

同委員会は昭和45年に発足。阪急・能勢電鉄「川西能勢口」駅周辺の交通環境を確保するため、力を注いできました。

「駅前に放置自転車が増え始めたのは、20年ほど前からですかね。最近では、違法駐輪防止の呼び掛けが主な活動内容となっています」

増え続ける放置自転車。平成24年の調査では、駅前の自転車とバイクを合わせて約1100台が放置されていました。

「放置自転車は、単に歩行者の通行を妨げるだけではありません

安全な交通環境の確保に向けて 放置自転車の追放は急務でした

せん。倒れてきた場合は大けがをすることもあり、非常に危険です。また、緊急車両通行の妨げにもなり、いざというときに対応が遅れる可能性もあります。放置自転車の追放は急務でした」

動き出した 駐輪施設の整備

放置自転車の追放に向けて、21年に「放置自転車等対策連絡会議」が発足しました。市や商業施設、鉄道会社、警察、地域住民などが一丸となって動き出したのです。

四谷さんは同会議で取りまとめ役として参加し、座長を務めました。

「放置自転車をなくす手段として、駅前に駐輪施設を整備することにしました。しかし、それぞれの立場もあるので、整備の時期など、さまざま意見がありましたね。皆が納得する最



川西中央地区
交通対策協議会会長
四谷勲さん



阪急・能勢電鉄「川西能勢口」駅は、阪急電鉄の中で上位20位以内に入るほど乗降客数が多い駅です。1日平均で4万6,000人が利用。駅周辺の地形が平坦なため、同駅や周辺の商業施設へのアクセス手段として自転車を利用する人も多くいます。写真のように、最近までたくさんの放置自転車が並んでいる状態でした。今回整備された駐輪施設には、無料時間が設定されているため、買い物や銀行手続きなど短時間の利用にも便利です。また、駐輪機でロックされるので、盗難の心配もありません。

善策を探るために、何度も会議を開き、話し合いをしました」約6年をかけて進められてきた駐輪施設の整備。今年3月、ようやく全てが完了しました。「オープンから約4カ月が経ちましたが、少しずつ皆さんにも浸透してきたように思います。駅前から放置自転車のほとんどが姿を消しましたね。午前7時から午後5時頃まで監視員が見回りをしているので、その効果も出ているかもしれません」と四谷さんは話します。約45年間続いた「川西中央地区交通委員会」は今年、「川西中央地区迷惑駐車追放推進協議会」と合併。「川西中央地区交通対策協議会」に名前を変え、新たに動き出しました。

「新しい協議会でも引き続き会長を務めることになりました。違法駐輪だけでなく、今後は迷惑駐車の追放に向けた活動も進めていきます。駐輪施設の整備は完了しましたが、これで終わりではありません。街頭パトロールや広報活動などに一層、力を入れますよ。皆さんが安全で快適な生活を送れるように、これからも活動を続けたいですね」

「放置自転車等対策連絡会議」参加団体の一声

まちの顔にふさわしい空間づくりを

阪急電鉄(株)都市交通計画部課長 岡田善光さん

川西能勢口駅は、川西市のまちの玄関口。それにふさわしい空間づくりを心掛けました。1つの駐輪施設に利用者が集中しないように、改札口までの距離に応じて料金設定し、各施設全体で自転車を受け入れるように配慮しました。



改札・駅前商業施設に近いエリアにも駐輪機を設置し、無料時間も設定しています。駅前でのちょっとした用事など、短時間の利用にも便利です。また、川西能勢口駅ではレンタサイクルも展開しており、通勤・通学や業務などさまざまな用途でご利用いただいています。

安心して利用できる環境の整備を

(株)パルティ川西代表取締役 杉岡悟さん

パルティ川西は駅前にある施設です。放置自転車を単に規制するのはなかなか難しいところがありました。周りに駐輪施設がなかったため、放置自転車を厳しく取り締まれば施設の利用者が減ってしまうというジレンマもあったからです。どの商業施設にとっても、駐輪施設の整備が完了したのは非常に有益なことだと思います。駐輪施設というハード面の整備は終わりましたが、これからも駅前の美観を保持し、皆さんが安心してお店を利用できるよう務めていきます。駐輪施設を有効活用していただければと思いますね。





5月29日、市立多田東小学校で、交通指導員や川西警察署などによる交通安全教室が開かれました。交通安全教室はほぼ全ての小学校で実施。自転車の講習は、小学3年生以上が対象です。



自分の身を 自転車の交通ルールを学ぶ 守るために

駐 輪のマナーだけでなく、運転のマナーももちろん大切。便利で気軽に乗れる自転車ですが、自動車のようにルールを学ぶ教習所や免許があるわけではないので、危険な目に遭った人も多いのではないでしょうか。安全な運転をし、自分自身を事故から守るために。自転車の交通ルール、もう一度確認してください。

知らない人が多い
自転車の交通ルール

「歩行者の交通ルールは知っていても、自転車となると、知らない人がほとんどです。自転車は『軽車両』扱いなので、原則、自動車と同じルールで走行しなければなりません。例えば、歩道は特別な標識がある場合と子どもや高齢者以外は走ることができません。また、道路を走る際は左側通行が基本です」

そう話すのは河野光代指導員。約15年間、市の交通指導員をしています。

子どもの頃から
安全運転の大切さを

市の交通指導員は4人。さまざまな場所、自転車などの交通安全教室を催しています。指導する中で最も大切だと感じていることは、子どもの頃にしっかりと交通ルールを学ぶこ



道路管理課交通指導員
河野光代

少しの油断が自転車事故につながる 日頃から交通安全の意識付けを

■自転車安全利用五則

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る（飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号順守と一時停止・安全確認）
- ⑤子どもはヘルメットを着用

とだと河野指導員は話します。「おとなでも、自転車安全五則に記されているような基本的な自転車の交通ルールを分かっている人が少ないのは、子どもの頃に教わる機会がなかったからです。親から自転車の乗り方は教わっても、安全利用のルールまで教わったという人は、少ないのではないのでしょうか。そのため、子どもの頃に交通安全教室などで自転車の交通ルールを学ぶことは有効だといえます。また、子どもだけではなく保護者の皆さんにも、一緒に学

自分の命は
自分が守る

危険な子どもの自転車事故。安全不確認や一時不停止など、出会い頭の事故が最も多くなっています。

「子どもは確認をせずに反射的に道路に飛び出してしまうことがあります。そのため、『私は必ず止まります』を合言葉に、左右を確認してから横断するこ

とを徹底して教えます」また、万が一、子どもが事故に遭った場合も注意が必要なようです。「子どもは事故に遭ったときに、自分が悪いことをしたと思うことが多いようです。中には、そのまま立ち去ってしまう子どもも。保護者の皆さんは、お子さんが適切な対応ができるように指導することを心掛けてください」と河野指導員。

乗れるので、危険だと感じている人が多いんだと思います。しかし、ちよつとした油断でケガをしたり、最悪の場合は命を落とすことだってあるんです。自分の命を守ることができるのは、自分です。危険な事故に遭わないためには、日頃から交通安全の意識を持つことが大切です。いざというとき自分の命を守ることができるように。これからも、指導を続けていきますよ」

自転車の

定期点検を

整備不良による事故
未然に防ぐために

自転車を利用する前に、事故を未然に防ぐための自転車の定期的な点検が大切です。点検はしたことがないという人も、下記の5つの項目を参考に点検してみてください。キーワードは「ぶたはしゃべる」です。

- ぶ** ブレーキの利き具合と左右の違いをチェック
車体を少し動かして利き具合の確認を
- た** タイヤの空気圧や溝、パンクの有無をチェック
タイヤをつかんで空気圧の確認を
- は** ハンドルに曲がりや、ゆがみがないかチェック
しっかりと固定されているか確認を
- しゃ** 車体や反射材をチェック
サドルの高さやチェーン、ライトの確認を
- べる** ベルをチェック
確実に鳴るか、作動状態の確認を





改正道路交通法の チェック ポイント

□講習を受講しない人には 5万円以下の罰金が

対象は14歳以上。3年間で2回、14種類の危険行為で交通切符（赤切符）を交付されたり、人身事故を起こした人には、刑事処分とは別に、講習を受けるよう命令が下ります。受講には5,700円の手数料が掛かり、もし受講命令から3カ月以内に受けない場合には、5万円以下の罰金が課されます。皆さんは自転車の安全運転ができていますか。普段の運転も実は危険行為に該当しているかもしれません。

□違反となる14種類の危険行為

①信号無視 ②通行禁止違反 ③歩行者用道路における車両の義務違反 ④通行区分違反 ⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ⑥遮断機を無視した踏切への立ち入り ⑦交差点安全進行義務違反など ⑧交差点優先車妨害など ⑨環状交差点での安全進行義務違反など ⑩指定場所の一時不停止違反など ⑪歩道通行時の通行方法違反 ⑫制動装置（ブレーキ）不良自転車運転 ⑬酒酔い運転 ⑭安全運転義務違反



道路管理課長
福井孝信

これまでの駅前、歩道などに自転車が多くなり、三重に止められるような状態で歩行空間を狭め、歩行者や車いすの人、ベビーカーを押す人など、歩道を通行する人の妨げになっていました。地域の皆さんの協力により、今では自転車などの駐輪機が整備され、放置自転車のない良好な歩道の状態になりつつあります。

私たちの生活の中で自転車は手軽に乗れて環境にも優しい乗り物ですが、その反面、交通ルールやマナーを守らなければ危険で迷惑な乗り物になってしまいます。

今年4月1日から歩行者や、自転車などが安全に通行し、かつ安心して暮らすことができる地域社会の実現のため「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。これからの人に優しいまちづくりを行っていきたいと思っています。

知っているようで知らない!? 自転車の基本ルール

相手も自分も傷つけないために。交通ルールを改めてチェック！

□車道の逆走はもちろん禁止

自転車は「軽車両」。原則として自動車と同様に車道を左側通行しなければいけません。また、並走も禁止です。



□歩道を走るときは徐行を

道路標識で通行可とされている場合や、幼児や高齢者は歩道を走ることができますが、歩行者に注意して徐行しなければなりません。

□「ながら運転」は禁止

最近目にする機会も多い携帯電話を操作しながらの運転や、イヤホンで音楽を聴きながらの運転、片手で傘を差しながら運転。このような「ながら運転」で事故を起こした場合は、安全運転義務違反に問われます。また、携帯電話の「ながら運転」は、多くの場合、道路交通規則などで禁じられています。



□傘固定具も実は危険

夏にかけて自転車のハンドルに日傘を固定して走る人が増えます。傘が歩行者に接触した場合、安全義務違反に問われる上、走行中、風にあおられて倒れる可能性があります。



人に優しいまちづくりの促進を

相手の命を 自転車の危険な運転を防ぐ 守るために



川西警察署交通総務係長
庄司行雄さん

「川西市・猪名川町で昨年あった自転車の人身事故は153件。そのうち歩行者との事故は3件です。中には歩行者が重傷を負う事故もありました」

そう話すのは川西警察署交通総務係長の庄司行雄さん。同警察署で約3年間、交通安全の業務に携わっています。

「交通事故は年々減少傾向にあります。しかし、自転車の事故はほぼ横ばいです」

自転車の事故を減らすために、川西警察署では市と協力して、小学校で交通安全教室を開催しているほか、街頭でも指導しています。

「最近目立つのが、イヤホンで音楽を聞きながらの運転。自動車や歩行者が接近しても分からない可能性があり、とても危険です」と庄司さんは話します。

街頭指導で
危険運転を防止

自転車の危険行為で あなたが歩行者の命を奪うことも

事故を起こさないために
交通ルールの再確認を

6月1日から改正道路交通法が施行され、自転車の危険行為者に対して、講習制度が導入されることになりました。

「道路交通法の改正には、皆さん関心が高いのではないのでしょうか。今回の改正は、3年間で2回以上危険行為を繰り返した場合、講習を受けなければならないというものです。厳しいと感じるかもしれませんが、ルール違反であることを知っていただいて、改善してもらえればと思います」

また、県では10月1日から「自転車安全利用条例」で自転車の保険加入が義務化されます。

「自転車と歩行者の交通事故は場合によって、命を奪うケースもあります。被害者とその家族はもちろん、加害者のことも考えると保険は有効です。事故を起こさないのが一番ですが、万が一を考えて加入を呼び掛けている」と庄司さん。

「少子高齢化の時代です。最近では、高齢者への交通安全の講習会などに力を入れていきます。お年寄りが事故に巻き込まれると、大げがつながることが多いですから。また、おとなでも自転車のルールを知らない人が多いので、今回の道路交通法改正や保険加入の義務化などを機に、自分が危険行為をしていないか再確認してほしいですね」

県条例施行で 保険加入義務化 Q&A

Q.なぜ義務化されたの？

A. 自転車事故の被害者の救済、加害者の経済的負担の軽減を目的としています。また、加入することで事故の危険性を認識するきっかけになり、安全な利用にもつながると考え、保険加入が義務化されました。

Q.対象者は誰？

A. 自転車を利用する人はもちろん、利用する未成年者の保護者や事業者なども対象です。

Q.義務化の対象となる保険は？

A. 自転車事故で生じた他人の生命や身体の損害を補償することができる全ての保険が対象です。県では（一社）兵庫県交通安全協会と協力し「ひょうごのけんみん自転車保険」を作りました。

